42. 終戦直後の横須賀市における旧軍用財産の転用計画について

A Study on the Conversion Plans of the Former Military Properties in Yokosuka City Immediately After End of the World War II

今村 洋一 Yoichi Imamura

Quite a lot of former military properties were left in Yokosuka City that was the naval port at the end of the World War II. It is known that they were converted to various usages according to the special plan named "Yokosuka City Tenkan-Jigyo-Keikaku" made in 1950. However, it is not known that the local government of Yokosuka City and the national government, that is, the Ministry of Finance were separately making the detailed conversion plans of the former military properties immediately after the end of the World War II. Then, I clarify the compositions and conversion ideas of three conversion plans that the local government of Yokosuka City and the national government made. In addition, I clarify the discrepancy of the conversion plans by comparing the conversion ideas of an individual former military property.

Keywords: former military property, conversion, national property, Yokosuka, naval port 旧軍用財産、転用、国有財産、横須賀、軍港

1. はじめに

(1) 背景と目的

の旧軍用地が、建物や機械などとともに遊休国有財産とし て残された 1)。 そして、他の軍港22と同様に、1950 年制定 の旧軍港市転換法に基づいて作成された横須賀市転換事業 計画に沿って、旧軍用財産が様々な用途へと転用されたこ とが既往研究²⁾³⁾などから分かる。しかし、終戦直後(~1946 年)に、横須賀市と国のそれぞれによって、具体的な旧軍 用財産の転用計画が検討されていたことは、あまり知られ ていない。都市づくりの主体である横須賀市と、旧軍用財 産の処分を行う国(大蔵省)によって、それぞれ如何なる 転用計画が検討されていたのであろうか。本研究では、横 須賀市が作成・公表した「横須賀市更生対策要項り」(以下、 「市更生要項」)、この市更生要項を旧軍用財産の転用に主 眼を置いて発展させたと思われる「横須賀市更生総合計画 説明書 5 (以下、「市更生計画」)、大蔵省国有財産部が作 成した「横須賀市所在旧陸海軍主要施設転用計画案の」(以 下、「大蔵省計画」)について、それぞれの計画内容及び特 徴を明らかにするとともに、個別の旧軍用財産の具体的な 転用案を比較し、立場の異なる市と国の計画の間に、どれ ほどの整合あるいは齟齬が見られたのかを明らかにする。

軍港であった横須賀市(1)には、終戦時に総計 1,867.9ha も

(2) 既往研究と本研究の位置づけ

旧軍用財産の転用に関する既往研究としては、特定種類の旧軍用地や個別都市を対象として転用状況を明らかにしたもの^{7~12)}や、転用に係る審議会記録から全国動向の把握を試みたもの³⁾¹³⁾など、一定の蓄積がある。また、個別の都市において検討された旧軍用財産の転用計画を扱ったものとしては、豊橋市が作成した「豊橋市払下貸下申請軍用土地建物利用案」で示された個別の旧軍用財産の転用案と

実際の転用状況の照合を行った紺野ら(1987)¹⁴⁾がある。 本研究は、終戦直後の旧軍用財産の転用計画を扱う点では、紺野ら(1987)と同類のものと言えるが、軍港によって栄え、終戦によって存立基盤を失った横須賀市において、当時の自治体及び国が、それぞれの立場から如何なる旧軍用財産の具体的転用案を検討していたのか、双方の転用計

画を対比させながら明らかにする点に特徴がある。 (3)横須賀市に残された旧軍用財産の特定方法

横須賀市に残された旧軍用財産は、1954年に大蔵省関東財務局横須賀出張所が作成した「旧軍用財産口座別調書¹⁵」によれば 244 口座⁽³⁾にのぼる。また、この調書に添付された「横須賀市所在旧軍用財産位置」図によって、どこにどのような旧軍用財産があったかを知ることができる。次頁の図ー1は、この図に示された旧軍用財産のうち、点ではなく面で示されている比較的規模の大きいもの、本研究で扱う3つの転用計画のいずれかに転用案が示されているもの、その他主要なもの⁽⁴⁾について、旧軍用財産の元の種類を分類⁽⁵⁾してプロットしたものであり、主要な旧軍用財産の位置と従前用途が分かる。なお、旧軍用財産の元の種類については、調書に記載されている旧口座名から判断した。

2. 横須賀市に残された旧軍用財産(図-1)

(1) 旧軍用財産の位置と種類

軍港であった横須賀市には、海軍関係の旧軍用財産が多く残された。さらに、東京湾口という帝都東京の防衛上極めて重要な位置にあり、観音崎の要塞地帯を中心に陸軍が砲台を建設して防衛に当たったこともあり、陸軍関係の旧軍用財産も多い。横須賀市は陸海軍が同居していた軍事都市であり、様々な旧軍用財産が、海岸沿いから内陸部、丘陵地まで、市全域にわたり広範に散在していた。

旧軍用財産の種類に着目すると、「学校」「工場・倉庫」「砲台・陣地」が多い。「学校」は、日清戦争前後に横須賀軍港周辺に、海軍水雷術練習所(後の水雷学校 No.14)、海軍砲術練習所(後の砲術学校 No.23)が開設されたのを皮切りに、特に昭和期の分離・独立によって、多くの海軍諸学校が久里浜地区 (No.66,71,73) や大楠武山地区 (No.82,85)に設置された。「工場・倉庫」は、横須賀海軍工廠の関連施設が、横須賀軍港地区に集中して建設されたほか、久里浜港の築港に向けてその後背地に多くの倉庫が建設された。また、陸軍の弾薬庫や倉庫は内陸部に設けられた。「砲台・陣地」は、先述のように観音崎を中心に多く設置された。

(2) 転用に係る旧軍用財産の特性

横須賀市は非戦災都市であり、無傷で残された多くの旧陸海軍の建物や機械が、利用可能な状況であった。そのため終戦直後の転用計画においては、それら残された建物、機械を最大限活用しようということになる。実際には、機械については賠償指定により、原則として一切の使用が認められなかった⁶⁰が、建物については占領軍の接収解除あるいは使用許可があれば、利用することができた。一般的に、図ー1凡例のうち、「官衙・兵営」から「官舎・宿舎」までは建物が多く、従前用途を継承すれば、残存する建物や機械を有効かつ容易に活用できると考えられる。また、逆に、「飛行場」から「砲台・陣地」までは、建物が少ないことを活かした転用案が検討されたのではないだろうか。これらの点についての検証は、後述することにしたい。

3. 各転用計画の構成と内容(表-1)

(1) 横須賀市更生対策要項(市更生要項)

1945年9月に設置された横須賀市更生対策委員会のが作成し、同年12月に発表したものである。横須賀市を再建するための基本方針を内外に示すものであり、1950年9月の旧軍港市転換事業計画の決定まで、市政の根幹となった。前文、主文、後文によって構成され、前文、後文からは、この要項の実現が旧軍用財産の転用を前提とし、旧軍用財産を所有する国に理解と協力を求めたいという希望が窺える。。主文は政策分野ごとに記述され、7つの項目のうち5つにおいて旧軍用財産の転用に触れられている。この中で、具体的な旧軍用財産名が記されているもの、旧軍用財産の種類から特定できるもののは、「一工業ノ振興」「四観光施設ノ整備拡充」「五学園ノ建設」の3つの項目における計17件であった。これらを用途で分類し、具体的な記述内容とともに示したものが次頁の図ー2である。

まず、「一 工業ノ振興」では、現存施設を有効利用することを前提に、横須賀軍港地区や久里浜地区において、各種工場等への転用を図るとしている。また、「四 観光施設ノ整備拡充」では、三浦半島の国際観光地化という目的のもと、気候風光環境設備等からして理想的として、海軍病院の国際観光ホテルへの転用案が示されている。市民向けには、練兵場等を運動施設へ、さらに要塞地帯として立ち入りが制限されてきた猿島を観興施設へ、という転用案が



図ー1 横須賀市に残された主な旧軍用財産

示されている。「五 学園ノ建設」では、陸海軍の諸学校の活用を前提に、広大な施設を有する場合は大規模な学校・研究所に、他の学校は位置や施設内容を勘案して適当な学校へ転用するとしている。このように、工業振興、観光、学園建設に係る3つの政策に対して具体的な転用案が示されていたが、用途別に集計すれば、「工場・倉庫」7件、「学校」5件、「公園緑地」4件の順に多く、他に「ホテル」1件であった。

(2)横須賀市更生総合計画説明書(市更生計画)

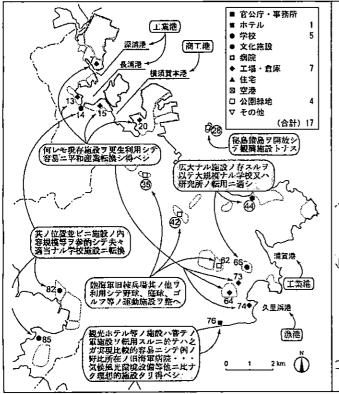
本研究で扱うのは「市更生諸計画書」の1946年分綴りに

所収されているもの⁽¹⁰⁾で、旧軍用財産の転用に主眼を置い て、市更生要項を発展させたものと思われる。市更生要項 と同様に、前文、主文、後文によって構成され、前文、後 文には、この計画が旧軍用財産の転用を中心にしているこ とが明記されている(II)。主文は政策分野ごと6つの項目に 分けられ、項目の並びが違っていたり、項目がまとめられ ていたりということはあるが、市更生要項に近い構成であ る。また、「第二 港湾整備ニ依ル工業振興計画」「第五 学 園及住宅地帯計画(但し、学園部分のみ)」「第六 観光施 設ノ整備拡充計画」の3つの項目で、旧軍用財産の転用に 触れられている点も市更生要項と一致している。なお、個 別の旧軍用財産の具体的な転用案は、「第二 港湾整備ニ依 ル工業振興計画」中の「旧軍港施設転換計画一覧表」と、 港湾整備以外の旧軍施設を対象とした「第四 軍並ビニ軍 関係施設ノ転換計画」中の「転換施設一覧表」において、 計43件が示されていた(12)。これらを用途で分類し、具体的 な記述内容とともに示したものが図-3である。

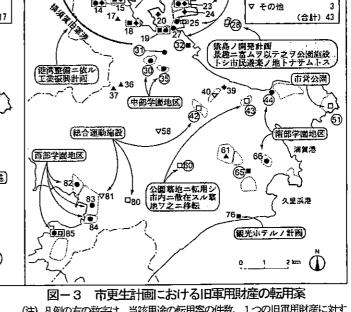
まず、「第二 港湾整備ニ依ル工業振興計画」では、横須 賀旧軍港周辺において工場等への転用を図ることが示され ている。次に、「第五 学園及住宅地帯計画」では、陸海軍 諸学校その他の転用により、南部、西部、東部、中部の 4 か所の学園地区を整備することが示されている。「第六 觀 光施設ノ整備拡充計画」では、要塞地帯であった観音崎や 猿島の公園化、練兵場・射撃場を総合運動施設へ転用する 案のほか、弾薬庫を公園墓地に転用して、市内に散在する 墓地の集約移転を図る案が見られた。さらに海軍病院の国 際観光ホテルへの転用案も示されている。なお、用途別に 集計すれば、「工場・倉庫」13件、「学校」12件、「公園緑 地」6件が多く、工業振興、学園建設、観光に係る政策を 旧軍用財産の転用によって進めようとしていた意図が窺え る。また、これらに加え、「官公庁・事務所」6件、「住宅」 4件も比較的多く、他に「文化施設」「病院」「空港」など、 様々な用途への転用案が示されている点が特筆される。

表-1 各転用計画の構成

24 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1				
計画名	横須賀市更生対策要項	横須賀市更生総合計画説明書	横須賀市所在旧陸海軍主要施設転用計画	
作成主体	横須賀市(1945.12)	横須賀市(1946 詳細不明)	大蘇省国有財産部(1946.6)	
構成	前文 主文 - 工業ノ振興 二 商業ノ振興 三 港湾ノ整備 四 観光施設ノ整備拡充 五 学園ノ建設 六 住宅地帯ノ設定 七 交通亜輪機関ノ整備拡充	前文 主文 第一 交通運輸機関ノ整備拡充計画 第二 港湾整備ニ佐ル工業振興計画 第三 久里浜漁港計画 第四 軍並ビニ軍関係施設ノ転換計画 第五 学園及住宅地帯計画 第六 観光施設ノ整備拡充計画	第一 転用基本方針 第二 転用基本要領 第三 主な具体的転用要領 第四 其の他 第五 具体的転用計画表 甲 旧軍港施設 乙 久里浜地区 丙 大楠武山地区	



市更生要項における旧軍用財産の転用案 (注) 凡例の右の数字は、当該用途の転用案の件数。



■ 官公庁・事務所

ョ ホテル

● 文化施設

◆ 工場・倉庫

型均

□ 病院

▲ 住宅

◎ 空港

□ 公園緑地

(東部学園地区)

資須賀本港

6

12

2

2 13

(注) 凡例の右の数字は、当該用途の転用案の件数。 1つの旧軍用財産に対す る複数の転用案を重複カウントしているため、合計は一致しない。

(3) 横須賀市所在旧陸海軍主要施設転用計画案(大蔵省計画)

本研究で扱うのは、他省庁、県、市に意見照会した結果を踏まえ、大蔵省国有財産部が独自に作成(1946年6月26日付)し、公表しようとしていたものである⁽¹³⁾。また、進駐軍からの返還や転用認可に備え、経済復興や国土計画などの総合的見地から検討したものと考えられる⁽¹⁴⁾。

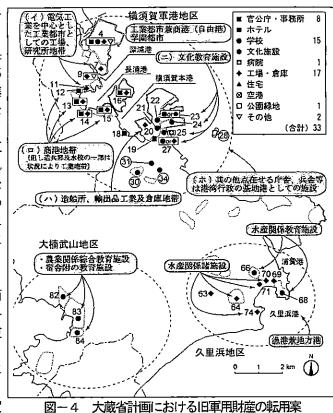
市域でも特に旧軍用財産の集積する3地区に限り、地区ごとに「転用基本方針」や「具体的転用計画表」が示されており、横須賀市による2つの計画とまったく構成が異なる。そして、「具体的転用計画表」に示された計33件について、用途で分類し、各地区の「転用基本方針」とともに示したものが図ー4である。なお、「具体的転用計画表」には、「施設名」「転用計画」「各部の意見」「被転用候補者」「申請者」といった項目が並び、その記載内容をみる限り、個別の旧軍用財産(施設名)に対して、民間を含む多方面から使用希望が出され(申請者)、他省庁、県、市の意見(各部の意見)を踏まえて、具体的な転用案(転用計画)と使用者(被転用候補者)を決定していたことが窺える。なお、当時は特殊物件処理委員会に付議したうえで、一時使用により旧軍用財産の転用が図られることになっていた(19)。

「工業都市兼商港(自由港)学園都市」とされる横須賀 軍港地区には、工場や港湾施設への転用(イ・ロ・ハ)、文 化教育施設への転用(ニ)の他、庁舎や兵舎を港湾施設へ 転用する案(ホ)が示されていた。一方、久里浜地区では、 久里浜港を「漁港兼地方港」とし、後背地の旧軍用財産を 水産関係の施設や学校に転用することが考えられていた。 また、大楠武山地区では、農業関係の学校や宿舎付きの学 校へ、という転用案が示されている。なお、用途別に集計 すると、市の2つの転用計画以上に「工場・倉庫」17件、「学校」15件が多い一方で、「公園緑地」は1件のみであ り、ホテルへの転用案もなかった。即ち、旧軍用財産を工 業振興、学園建設に活用しようという姿勢は、大蔵省も市 と同じであったが、観光振興に活かすことは考えていなか ったと言ってよい。また、転用用途のバリエーションは、 市更生計画のように豊富ではなかった。

4. 旧軍用財産の従前用途と具体的転用案との関係

各転用計画の転用案は、残された建物や機械の活用、建物が少ないなどの土地条件を踏まえたものであったのだろうか。そこで、旧軍用財産の従前用途あるいは土地条件に適する用途¹⁶と、転用案にみられる用途を対照させ、表ー2の枠組みを用いて継承状況の分析をおこなった(図-5)。

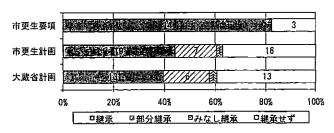
市更生要項では14件(82%)が「継承」と判断された。「継承せず」の3件⁽¹⁷⁾を除けば、学校、工場・倉庫、公園緑地への転用案として、非常によく継承されている。一方、市更生計画と大蔵省計画は、市更生要項と比べれば継承傾向が低くなっている。「継承」と判断されたのは、更生計画で19件(44%)、大蔵省計画で13件(39%)であり、双方とも4割程度に留まった。さらに「部分継承」「みなし継承」



(注) 凡例の右の数字は、当該用途の転用案の件数。1つの旧軍用財産に対する複数の転用案を重複カウントしているため、合計は一致しない。

表-2 継承状況の判断枠組み

文 2 かの子がりりにシナーがは十十年ング					
旧軍用財産の種類(従前用金)		転用案(用途)			
■官衙・兵営	-	■官公庁・事務所			
●学校	→	●学校			
日病院	→	□病院			
◆工場・ 倉庫		◆工場・倉庫			
▲官舎・宿舎	→	▲住宅			
⊠飛行場	→	⊠空港			
□練兵場・射撃場/★砲台・陣地		□公園緑地			
▽その他	<u> </u>	▽その他(具体的内容で判断)			
上記いずれかを部分的に含む場合(例:■→■●)					
■官衙・兵営		ロホテル			
●学校	<u> </u>	文化施設			
上記いずれにも該当しない場合(例	: =	→●)			
	旧軍用財産の種類(従前用金) ■官衙・兵営 ●学校 ①病院 ◆工場・倉庫 ▲官舎・宿舎 図飛行場 □は練兵場・射撃場/★砲台・陣地 ▽その他 上記しずれかを部分的に含む場合(■官衙・兵営	旧軍用財産の種類(従前用金) ■官衙・兵営 ●学校 □病院 ◆工場・倉庫 ▲官舎・宿舎 図飛行場 □練兵場・射撃場/★砲台・陣地 マその他 上記いずれかを部分的に含む場合(例:			



図ー5 旧軍用財産の継承状況

(注) 図中の数字は件数。

を含めても6割程度であった。このことは、従前用途に合わせて使用するのではなく、政策実現に必要な用途への転用が優先された場合があったことを窺わせる。例えば、大蔵省計画では、学校以外の旧軍用財産にも積極的に「学校」への転用案が示されており、「継承せず」13件のうち8件が「学校」への転用案であった。

5. 市及び国の具体的転用案の整合性

(1) 市更生要項から市更生計画への展開

まず、横須賀市による市更生要項と市更生計画について 考察してみたい。市更生計画は、市更生要項を発展させた ものと思われるが、個別の旧軍用財産の具体的転用案には、 どれほどの一致や上積みが見られるのであろうか。

市更生要項に示された17の旧軍用財産を対象として、市 更生計画での一致状況の考察をおこなった(図ー6)。その 結果、9件(53%)が「一致」と判断でき、「部分一致」の 3件も含めれば、市更生要項で示された転用案の7割は、 市更生計画においても踏襲されたことになる。「変更」は僅 かに1件で、練兵場(No.35)を公園緑地に転用する案が、 学校に変更されたものであった。なお、「記載なし」の4 件はいずれも久里浜港周辺の旧軍用財産であり、市更生計 画においては久里浜漁港計画に係る旧軍用財産の具体的転 用案が一覧表にないことを考慮すれば、「変更」1件を除き、 市更生要項における学校、工場・倉庫、公園緑地、ホテル への転用案は、市更生計画に引き継がれたと見てよい。

次に、市更生計画において新たに示された30か所の旧軍用財産の転用案も加えて、市更生要項からの上積み状況を考察した。図-2、図-3に示した用途別の転用案数を比較すれば、市更生要項で示された転用案の4用途はいずれも、市更生計画において上積みが見られ、市更生要項の狙いが強化されていることが分かる。しかも、市更生計画には、新たに「官公庁・事務所」「住宅」をはじめ、様々な用途への転用案が盛り込まれており、旧軍用財産の転用に関して、市更生要項を引き継いだうえで、他の政策分野に対しても旧軍用財産転用の道筋を付けた発展案と言える。そこで次では、市更生計画を横須賀市が作成した具体的転用案の代表として、大蔵省計画との整合性を考察する。

(2) 市更生計画と大蔵省計画の整合性

まず、具体的転用案の示された旧軍用財産数について検討すると、市更生計画が43件であるのに対して、大蔵省計画は、横須賀軍港地区、久里浜地区、大楠武山地区に絞っているためか、33件とやや少ない。個別にみていくと、双方の計画に転用案が記載されている旧軍用財産は22件にすぎず、市更生計画記載の転用案の約半数、大蔵省計画記載の転用案の1/3は、それぞれの計画にのみ記載されていたものであった。そのため、全体としては、両計画の整合は必ずしも図られていなかったと言えるが、一方にのみ記載されていることは、転用案が重なっていないという点で問題とはならない。むしろ問題となるのは、齟齬の可能性のある、双方の計画に記載されている転用案である。

そこで、同一の旧軍用財産で、双方の計画に記載されていた転用案22件を対象として一致状況を分析してみると、11件(50%)が「一致」⁽¹⁸⁾と判断され、これに「部分一致」「みなし一致」の9件も含めれば、約9割の転用案は、ほぼ整合がとれていたことになる(図-7)。「一致せず」と判断されたのは、横須賀海軍航空隊飛行場(No.4)と横須賀海軍海兵団(No.24)の2件であった。前者は、市更生計

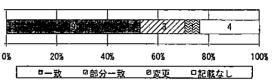


図-6 市更生要項と市更生計画の転用案の一致状況

- (注1) 図中の数字は件数。総数17件。
- (注2) 一致状況の判断は次の通り。

「一致」: 更生要項と同じ転用案 (用金) の場合 (例: ■→■) 「部分一致」: 上記プラス他の転用案 (用金) を含む場合 (例: ■→■●) 「変更」: 更生要項と異なる転用案 (用金) の場合 (例: ■→●) 「配載なし」: 当該日軍用財産に対する転用案の記載がない場合

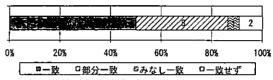


図-7 市更生計画と大蔵省計画の転用案の一致状況

- (注1) 図中の数字は件数。総数22件。
- (注2)一致状況の判断は次の通り。

「一致」:同じ転用案(用金)の場合(例:■⇔■)

「部分一致」: 一部が同じ転用案 (用金) の場合 (例:■⇔■●) 「みなし一致」: 似ている転用案 (用金) の場合 (例:●⇔○) 「一致せず」: 異なる転用案 (用金) の場合 (例:■⇔●)

画では従前用途を継承して「空港」とされていたが、大蔵省計画では、「官公庁・事務所、学校、工場・倉庫、その他(農耕・製塩)」であった。後者では、市更生計画の「工場・倉庫」(製罐・製塩・食品工業)に対し、大蔵省計画では「学校」であった。大蔵省計画の「各部の意見」欄をみると、いずれも、市更生計画での転用案が市の要望として記載されているものの、何らかの理由で聞き入れられていない。例えば、前者については、全国の空港が GHQ により閉鎖され、食糧増産のために農耕地化が計画されていた(19)ことなどが背景にあることが推察され、大蔵省計画の決定には、GHQ への配慮や国家的見地があったことが示唆される。

6. まとめ

(1) 市及び国の転用計画の共通点・相違点

都市づくりの主体である市が作成した市更生要項、市更生計画は、双方とも政策分野ごとの構成となっており、特に、工業振興、観光、学園建設に係る政策を旧軍用財産の転用によって進めようとしていた意図が窺える。なお、具体的転用案の分析から、市更生計画は市更生要項を引き継ぎ、さらに他の政策分野についても旧軍用財産転用の道筋を付けた発展案とみなすことができた。

一方、旧軍用財産の処分を行う国が作成した大蔵省計画は、特に旧軍用財産の集積している3地区について転用方針と具体的転用案を示す構成となっており、各方面からの使用希望と関係機関(他省庁、県、市)の意見を踏まえて転用案を決定していたことが窺える。市による2つの転用計画と構成や決定方法は異なっていたが、「工場・倉庫」「学校」への転用案が主となった点は共通であった。

また、旧軍用財産の従前用途との関係では、終戦年作成 の市更生要項はよく継承されていたが、翌年作成の市更生 計画と大蔵省計画での継承傾向は相対的に低くなっていた。

(2) 市及び国の具体的転用案の整合と齟齬

市更生計画と大蔵省計画の具体的転用案を照合させた結果、一方にのみ記載されいる転用案が多く、転用案全体の整合は必ずしも図られていなかった。また、同一の旧軍用財産に全く異なる転用案が示されているという齟齬は、2件だけであったが、大蔵省計画において、いずれも市の要望が聞き入れらておらず、GHQへの配慮や国家的見地が、転用案決定の背景にあったことが示唆される。

本研究では、終戦によって軍港という存立基盤を失い、 残された旧軍用財産を如何に活用して再建するかが主要課題となっていた横須賀市において、市及び国の転用計画を 対比させながら、各々の内容と特徴、具体的転用案の整合 あるいは齟齬について明らかにした。今後は「横須賀市転 換事業計画」を加えた考察や転用実績の検証から、旧軍用 財産の転用と都市形成との関係性を明らかにしていきたい。

【補注】

- (1)1943年の編入から1950年の分離まで逗子市(当時、逗子町)域も横須賀市だが、本研究では含めない。なお、本研究で扱う3つの旧軍用財産の転用計画でも逗子市域の旧軍用財産への言及は、ほぼ見当たらない。
- (2)他には、呉市、佐世保市、舞鶴市。これら4都市は、旧軍港市転換法の 適用を受け、県や市による旧軍用財産の転用に関して、特別措置(減額 譲渡、無償譲渡)が図られた。
- (3)口座とは国有財産の単位で、個々に口座名が付されている。土地及び、その土地に付随する建物、立木、工作物などが同一口座として管理される。位置確認をしたところ、この調書記載254 口座のうち10 口座は横浜市に位置し、横須賀市内所在は244 口座であった。
- (4)参考引用文献1)のp208の「表-1 終戦時の主な旧軍用財産」に示されている43の旧軍用財産とした。何れも面積7ha 超の大規模なものであった。
- (5) 『陸軍省統計年報』 (1937 年, 防衛省防衛研究所図的館所版) によれば、 陸軍では「官衙」「兵営」「学校」「病院」「工場」「倉庫」「作業場」「射撃 場」「練兵場」「演習場」「飛行場」「牧場」「埋葬地」「その他」の14種類 に分類していた。これを参考に、建物の用途や土地特性を考慮して、図 -1に示した9分類とした。
- (6)GHQ 覚書「日本航空機工場、工廠及び研究所の管理、統制、保守に関する件」(1946 年 1 月 20 日)により、賠償指定工場 (陸軍 49 施設、海軍 45 施設、研究所 33 施設)の機械類は、賠償のために撤去・引渡しが行われるまで適切に保守管理されることとなったが、1949 年 5 月の「マッコイ声明」により、賠償撤去は中止されることとなる。
- (7)市長を会長とし、各界の代表を網羅した30人の委員で構成されていた。 (8)前文には「厖大ナル管テノ軍施設其ノ鏖残存シー(略)~更生対策及ビ 之ガ実現ニ資スベキ残存施設ノ転活用ニ関シ概述セントス」とある。ま た後文には「軍用ノ諸財産ヲ最高度ニ新日本建設ニ活用シー(略)~政 府並ニ関係諸官憲ノ同情アル理解ノ下大方各位ノ贊助協力ヲ紫ヒ其ノ実 現ヲ期セントスル」とある。
- (9)例えば、「陸海軍旧練兵場~(略) ~ヲ利用シテ野球、庭球、ゴルフ等ノ 運動施設ヲ整ヘ」との記述を旧練兵場 3 か所を「公園緑地」へ転用する 具体案と解している。
- (10)1946年の何月に、誰(部局)によって作成されたのか詳細は不明である。
- (11)前文には「更生総合計画ノ一部トンテ専ラ旧軍施設ノ転換活用ヲ主眼ト シタル措置計画ナリ」とある。また後文には「本案へ専ラ旧軍施設ノ転 換ヲ中心ニ之ガ外貌ヲ図上ニ「セット」シタルモノ」とある。
- (12) 逗子市 (当時、逗子町) 及び三浦市 (当時、三崎町) 所在の旧軍用財産 (3 か列)、海仁会などの民間財産 (6 か列) は、ここでは除いた。
- (13)この計画案は7月11日の次官会議に諮られているが、国立公文書館所 蔵の7月11日付計画案には「第五 具体的転用計画表」が見られない。 (14)1945年8月25日、大藤省が作成した『国有財産二関スル善後措置並二

- 今後ノ活用方策』では、「陸海軍所管国有財産及各省所管国有財産中戦争終結二伴と本来ノ用途ヲ廃止セラルルモノハ〜(略)〜国民経済ノ復興、国土計画等ノ綜合的見地ヨリ特別計画ヲ樹立シテ急速ニ適正ナル再分配ヲ断行」すると記されており、また、意見照会の依頼文『横須賀市所在旧陸海軍主要施設の転用計画に関する件』には「転用の総合的な基本計画を予め慎重に決定して置き進駐軍からの返還又は転用認可の都度右計画の一環として速やかに具体的な転用者を決定し、一日も早く有効適切な活用を図りたい」とある。
- (15)「特殊物件処分大綱」(1945年10月3日閣議決定) に基づく。なお、旧 軍用財産処分に関する特別措置は、1948年の新国有財産法、旧軍用財産 の貸付及譲渡の特例等に関する法律の制定を待たねばならなかった。
- (16)具体的には、「練兵場・射撃場」「砲台・陣地」を「公園緑地」へと転用する場合。横須賀市は非戦災都市のため関係ないが、戦災都市に対しては、戦災復興院から通牒「軍用跡地ヲ都市計画緑地ニ決定スルノ件」(1946.5.30)が出され、「旧演習場、練兵場ナドデ、建築物ノ少ナイ軍用跡地ハ、此ノ際都市計画緑地ニ決定シテオクコト。」「旧要塞地帯ナドデ地方計画上存置ノ必要ガアル景勝地ノョウナ所ハ、県立公園等ノ保勝地トシテ永ク確保スル」とされていた。
- (17)この3件は、久里浜港の漁業基地化に向けて、後背地の学校 (No.73) と兵営 (No.74)を水産加工工業に転用する案と、観光地化のために施辺 の海軍病院 (No.76)をホテルに転用する案であった。
- (18) 「一致」であったのは、No.7, 11, 15, 20, 25, 28, 30, 66, 82, 83, 84。このうち 7件が「学校」、3件が「工場・倉庫」であった。
- (19)「飛行場農耕化等ニ関スル資料」陸軍航空本部)、「海軍飛行場一覧表」等。いずれも『陸軍土地建物施設処分委員会級(1945年9月~10月)』「防衛省防衛研究所図書館蔵)所収。

【参考引用文献】

- 1) 横須賀市編『横須賀市史 市制施行八〇周年記念<下巻>』 (p206, 横須 賀市, 1988 年)
- 2)沢田裕之(1973)「横須賀市の地域構造の変容に関する予備的考察」地域研究14巻2号、pp.26-35
- 3)今村洋一 (2008) 「横須賀・呉・佐世保・舞鶴における旧軍用地の転用について-1950~1976 年度の旧軍港市国有財産処理審議会における決定事項の考察を通して一」都市計画論文集43巻3号,pp.193-198
- 4)神奈川県企画脚整部県史編集室編『神奈川県史資料編 12 近代・現代 (2)』 (pp.379-382, 神奈川県, 1977 年)
- 5)「市更生賭計画書 昭和21年」(横須賀市港湾課、『横須賀市役所資料37』、 神奈川県立公文書館所蔵)
- 6)大碳省関東財務局横浜財務部横浜貿出張所『創立三十年概史』(pp.87-95, 大碳省関東財務局横浜財務部横浜貿出張所, 1978 年)
- 7)宮木貞夫 (1964)「関東地方における旧軍用地の工場地への転用について」 地理学評論 37 巻 9 号,pp.507-520
- 8)杉圀明(1981)「舞鶴市における旧軍用地と工業立地」立命館大学人文 科学研究所紀要 34 号,pp.39-62
- 9)三宅轄,西澤泰彦,大塚毅彦 (1997)「旧軍用地および電施設ストックが都市 形成に果たした役割に関する研究」第一住宅建設協会
- 10)松山薫 (2001) 『第二次世界大戦後の日本における旧軍用地の転用に関する地理学的研究』(東京大学学位論文)
- 11)今村洋一,西村幸夫(2007)「旧軍用地の転活用が戦後の都市構造再編に 与えた影響について一名古屋市を事例として一」都市計画論文集42巻1 号,pp.57-62
- 12)今村洋一(2009)「戦災復興計画における旧軍用地の転用方針と公園・緑地整備について」都市計画論文集44巻3号;pp.817-822
- 13)今村洋一,西村幸夫(2007)「旧軍用地の転用と戦後の都市施設整備との 関係について-1956~1965 年度の国有財産地方審議会における決定事項 の考察を通して一」都市計画論文集42巻3号,pp.427-432
- 14)組野昭,目山直樹(1987)「地方都市における大規模用地の変容に関する 研究―旧軍用施設用地の転用について―」1987 年度日本建築学会大会学 統閣演使既集pp.131-132
- 15)「旧軍用財産口座別調書」(大蔵省関東財務局横須賀出張所,『旧軍港要港内の施設について』,1954年,防衛省防衛研究所図書館所蔵)